

訪問リハビリテーション重要事項説明書

様に対する訪問リハビリテーションサービスの提供開始に当たり、厚生省令第 37 号第 82 条の規定に基づき、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人長井弘徳会が開設するリバーヒル長井訪問リハビリセンター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅サービス事業(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士が、リハビリテーションが必要な利用者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- 事業所の理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	リバーヒル長井 訪問リハビリセンター	
所在地	〒993-0061 山形県長井市寺泉 3525-1 (介護老人保健施設リバーヒル長井 一階)	
電話番号 / FAX	0238-87-0838 / 0238-84-7718 携帯番号:080-5847-0534	
指定番号	訪問リハビリテーション	山形県 0671500296 号
指定番号	介護予防訪問リハビリテーション	山形県 0671500296 号
通常の事業実施地域	長井市内	

(注) 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職種	常勤	勤務体制
管理者・配置医師	1	日勤・兼務
理学療法士	常勤 1 名以上	日勤・兼務
作業療法士		
言語聴覚士		

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日。ただし、年末年始（12/31～1/3）と、祝日は不定期に休日となる。
営業時間（相談等の電話連絡が可能な時間）	8:30～17:30
サービス提供時間	10:00～17:00

（注）営業時間には、昼食時間1時間の休憩を含みます。利用者の要望によっては、事業所と利用者の協議の上、営業時間内においてサービスを提供できる場合があります。祝日の営業については担当者にご確認下さい。

3 サービスの内容

○医師の指示に基づくリハビリテーション

○訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画に基づくリハビリテーションサービス

サービスの種類	理学療法・作業療法・言語療法
内容	自立した日常生活を営むことができるように配慮して、利用者の心身の機能の維持回復を図る目的で必要な訓練を行う

4 利用料金

(1) 利用料

1. 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者又はその扶養義務者から厚生労働大臣が定める基準に基づく居宅利用者負担額の支払を受けるものとします。
2. 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）または、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）によるものとします。
3. 利用料及び下記に示す交通費等の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。

① 要支援の方

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
介護予防訪問リハビリテーション費	298円	596円	894円	1単位(20分)あたり。
短期集中リハビリ実施加算	200円	400円	600円	1日あたり。 退院日又は認定日から起算して3ヶ月以内。
サービス提供体制強化加算(I)	6円	12円	18円	1単位(20分)あたり。
介護予防リハビリ12月超減算	▲30円	▲60円	▲90円	1単位(20分)あたり。 利用開始に属する月から12月を超えた場合。
計画診療未実施減算	▲50円	▲100円	▲150円	1単位(20分)あたり。

- (注①) 1割負担又は2割負担、3割負担とは、介護保険負担割合証に記載されている割合をいいます。
- (注②) 介護保険給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。
- (注③) 料金設定の基本時間は、居宅サービス計画書（ケアプラン）に定められた時間を基準とします。
- (注④) 本表は令和6年6月1日時点での基本料金であり今後厚生労働省より法定費用の変更があった場合には別途ご通知いたします。
- (注⑤) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

② 要介護の方

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問リハビリテーション費	308円	616円	924円	1単位(20分)あたり。
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180円	360円	540円	1月あたり。
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213円	426円	639円	1月あたり。 厚労省へデータ提出。
医師が利用者またはその家族に説明した場合	270円	540円	810円	1月あたり。 医師による説明。
退院時共同指導加算	600円	1200円	1800円	1回に限り。 療法士が退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に、初回のリハビリを行った場合。
短期集中リハビリ実施加算	200円	400円	600円	1日あたり。 退院日又は認定日から起算して3ヶ月以内。
認知症短期集中リハビリ実施加算	240円	480円	720円	1日あたり。 2日／週まで。 退院(所)日又は開始日から起算して3ヶ月以内。
口腔連携強化加算	50円	100円	150円	1回あたり。 1回／月まで。
移行支援加算	17円	34円	51円	1日あたり。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円	12円	18円	1単位(20分)あたり。
計画診療未実施減算	▲50円	▲100円	▲150円	1単位(20分)あたり。

※リハビリテーションマネジメント加算は、算定条件を満たした場合算定されます。

- (注①) 1割負担又は2割負担、3割負担とは、介護保険負担割合証に記載されている割合をいいます。
- (注②) 介護保険給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

- (注③) 料金設定の基本時間は、居宅サービス計画書（ケアプラン）に定められた時間を基準とします。
- (注④) 本表は令和6年6月1日時点での基本料金であり今後厚生労働省より法定費用の変更があった場合には別途ご通知いたします。
- (注⑤) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

(2) 上記以外の料金

① 交通費

当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者を訪ねるための交通費が必要です。

1. 事業所から、片道おおむね15km未満の訪問先 25円/km
2. 事業所から、片道おおむね15km以上25km未満の訪問先 40円/km
3. 事業所から、片道おおむね25km以上30km未満の訪問先 50円/km
4. 事業所から、片道おおむね30km以上の訪問先 60円/km

② キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

(連絡先 0238-87-0838)

ご利用予定日の2日前までにご連絡をいただいた場合	無料
ご利用予定日の前日にご連絡をいただいた場合	当該基本料金の10%
ご利用予定日の当日にご連絡をいただいた場合	当該基本料金の20%
ご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

※ 上記金額を上限とします。

(3) 料金のお支払い方法

- ①毎月10日頃に、前月分の請求書を発送しますので、次項に示す期限までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

- ②お支払いの方法は、現金又は銀行振り込み、口座振替の3つの方法があります。

現金又は銀行振り込みの場合はその月の20日まで。口座振替の場合はその月の15日に引き落としとなりますので、残高の確認をお願いいたします。

※口座振替は、きらやか銀行・米沢信用金庫・山形銀行・ゆうちょ銀行・農協の各本支店に限る。

※訪問リハビリテーションは医療費控除の対象となります。

※原則として領収書の再発行は行っておりません。

(4) その他

利用者の居宅でサービスを提供するために使用する電気、水道、ガス等の費用は利用者のご負担となります。

5 緊急時における対応方法

1. 担当職員が訪問し、利用者の返事が無い場合においては、利用変更の連絡の有無を確認後、安否の確認のために訪室させていただきます。
2. 事業所の理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士等は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに家族及び主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。尚、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。サービス提供による事故の場合、山形県、市町村・家族・居宅介護支援事業者に連絡を行い必要な措置を講じます。
3. 利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。
4. 事業所は事故が発生したときは、事故原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

主治医	氏名	
	医療機関名称	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	(続柄)
	住所	
	電話番号	
	勤務先／携帯電話	

6 サービスの内容に関する相談・苦情

1. 提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。
2. 本事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに関し、法第二十三条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
3. 本事業所は、国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、同連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

担当者	管理者 山口 勝也
電話番号	0238-84-7575
受付時間	月～金曜日 8:30 ～ 17:30

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。上記以外の時間については、施設にて対応させていただきます。

※苦情やご相談は、長井市役所 福祉あんしん課(0238-82-8011)、及び山形県国民健康保険団体連合会(0237-87-8000)でも受け付けております。

※第三者委員でも受け付けております。(施設内に名称及び連絡先を掲示)

7 テレビ電話等の活用

1. 運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められているものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から以下のような場合はテレビ電話等を使用することがあります。
 - ① 利用者等が参加せず、医療・介護関係者のみで実施する場合
 - ② 利用者等が参加するものについて利用者の同意を得た場合

8 高齢者虐待防止の推進

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次のとおり必要な措置を講じるものとします。
 - ① 虐待の防止発生又はその再発を防止する為の委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ④ 上記措置を適切に実施するため担当者を配置すること。

9 事故発生防止の対策及び事故発生時の対応

1. 事業所は、事故の発生防止のために、事故防止のための安全対策の担当者を定めるものとします。
2. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに山形県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
3. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償するものとします。

10 衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止の措置

1. 事業所は、職員の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとします。
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともにその結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（机上訓練を含む）を定期的実施すること。

11 ハラスメント防止対策

1. 事業所は職員に対し、男女雇用機会均等法における適切なハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、就業規則別冊「ハラスメント防止対策規程」に基づいた適切なハラスメント対策を行うものとします。

12 守秘義務及び個人情報の保護

- 1. 職員は個人情報保護法及び就業規則の個人情報保護規定を遵守するとともに、職員である期間および職員でなくなった後においても、その業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密（個人情報）を漏らすことがないように指導教育を適時行います。
- 2. 職員等が本規定に反した場合は、就業規則懲戒規定により厳正に処分を行います。

13 身体的拘束の適正化

- 1. 身体的拘束等の適正化を図るため、次のとおり必要な措置を講じるものとします。
 - ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ② 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

14 業務継続計画の策定

- 1. 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、また、早期の業務再開を図るための「業務継続計画」（BCP）を策定するとともに、当該計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。

15 その他

- 1. 事業所の運営規程の概要、訪問サービスの提供に関する重要事項等、事業計画、財務内容については、事業所内に掲示します。
- 2. 前項の事業所の運営規程の概要、サービスの提供に関する重要事項等について、記載した書面を自由に閲覧できる形で据え置くことにより、掲示に代えることができます。
- 3. 訪問リハビリ計画、サービス担当者会議の記録、その他訪問リハビリの提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5年間保存します。尚、訪問リハビリの提供におけるリハビリ記録については個人情報保護のガイドライン等を遵守しつつ、磁気ディスク等への電磁的な保存のみとします。
- 4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人長井弘徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要事項を説明しました。		
年 月 日		
事業所	所在地	〒993-0061 山形県長井市寺泉 3525-1
	名称	リバーヒル長井 訪問リハビリセンター
	説明者氏名	印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。	
年 月 日	
利用者氏名	印
家族代表者	印